

---

# PCB特措法及び電事法の届出情報に関する連携の推進と自治体への情報提供

---

令和6年7月22日



廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室

# 低濃度PCB含有製品等の届出に係るPCB特措法及び電事法の規定の現状



PCB特措法（所有中低濃度PCB含有製品、保管中低濃度PCB廃棄物）及び電気事業法（PCB含有電気工作物）において、低濃度PCBは届出が規定されており、PCB含有が確認できているものは自治体等において管理できている状態にある。

	PCB特措法	電気事業法（電気関係報告規則）
届出義務	保管中の低濃度PCB廃棄物の届出は法14条で規定。（所有中の低濃度PCB含有製品の届出の規定はないが、届出様式にPCB使用製品の記入欄があるため、使用中の低濃度PCB含有製品も複数届け出られている。）	PCB含有電気工作物を設置している等の届出は電気関係報告規則(第4条の2第1項)で規定。
届出先	都道府県知事又は政令市の長	管轄の産業保安監督部等
届出時期	当該年度分を翌年度の6月30日まで	判明や廃止した後、遅滞なく
届出対象	すべての低濃度PCB廃棄物	低濃度PCB含有電気工作物
届出項目	種類、定格容量、製造者名、表示記号等、製造年月、量(台数/個数、重量等)、廃棄予定、濃度区分(高濃度、低濃度、濃度不明の区分)（施行規則20条で規定、PCB特別措置法に基づく各届出書の記入要領により届出内容を周知)	種類、定格容量、製造者名、表示記号等、製造年月、設置年月、個数等

★高濃度PCB使用製品及び高濃度PCB廃棄物は、法第11条(指導及び助言)及び法第12条(改善命令)に従い、自治体による確実かつ適正な処理の実施が行われてきたことから、低濃度PCB含有製品についても、自治体とも届出情報を共有し、関係者が一丸となって処理に向け取り組んでいくことが重要。



現在のところ、

- ◆ 環境省と経産省において、情報提供項目を検討中
- ◆ PCB特措法に基づく手続き実施後に自治体に情報提供を予定